

各種基準案にかかる市民意見募集の結果について

1 市民意見募集の実施概要

(1) 募集期間

平成26年6月27日～平成26年7月16日

(2) 募集対象の基準案

- ア 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
- イ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
- ウ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- エ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
- オ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
- カ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準

2 市民意見募集の結果概要

(1) 意見総数

428件(203人)

(2) 意見数の内訳

基準案	件数	人数
ア 幼保連携型認定こども園	15	12
イ 家庭的保育事業等	67	15
ウ 児童福祉施設	7	7
エ 放課後児童健全育成事業	308	142
オ 特定教育保育施設等の運営基準	2	2
カ 利用調整基準	17	13
キ その他	12	12
合計	428	203

ア 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準案

区分	意見の内容（要旨）	件数
職員	職員配置については、現行の「横浜市民間保育所設置認可等要綱」と同様、0歳児3人につき1人以上、1歳児4人につき1人以上、2歳児5人につき1人以上、3歳児15人につき1人以上、4歳以上児24人につき1人以上とすべき。	8
職員	調理員の設置について、調理業務の全部を委託する場合には、栄養士を配置すべき。	1
設備	乳児室・ほふく室の面積について、既存の保育所、幼保連携認定こども園から移行する場合、「当分の間」幼児1人につき2.475㎡以上とのことだが、施設によって児童への保育の質に格差が生じるものであり、期限を明記し、そのことを踏まえて「必要量」を確保すべき。	1
設備	乳幼児に対する衛生の確保の観点から、沐浴設備（乳幼児用バス）を設置すべき。	1
その他	幼稚園と保育園を一体一律ではなく差を設けている場合、利用者負担の差異や児童のサービスにおいて平等感がない。	1
その他	都市部の待機児童解消や過疎地での少子化対策等、各自治体において新制度の意味は異なる。国基準は日本の幼児教育・保育環境をより発展させ、現行よりも良質な環境を提供していくための未来へ向けた最低基準であり、その最低基準を各自治体にて低く解釈して運用するようなことがあっては、子ども達の生活保障や未来の幼児教育・保育の発展に禍根を残すこととなるため、的確かつ子どもの命と存在を十分に配慮した基準づくりでなくてはならない。	1
その他	有事の際の避難も考慮し、園庭環境や園舎は安全が必ず確保されなければならない。避難階段があったとしても、大人用の階段と子ども用の階段は高さも幅も異なる必要があり、手すり等の高さも十分な配慮が必要である。また、乳児は自力での避難は困難であり、0・1歳児の避難誘導は職員1名につき園児2名が限度である。2歳児においても自力歩行が可能とは言え、歩行速度は大人の半分以下、垂直移動は大人の5倍の時間がかかる。また、他の施設が混在するような施設では、大人の避難とは別の行動をとる必要が出てくる。よって、小学校よりも高い基準が必要であり、幼稚園と同等の安全基準が必要になる。乳幼児の特性をしっかりと考えた基準をつくっていただきたい。	1
その他	横浜市は働くお母さんをサポートすることに力を入れているようだが、大切な幼児期を家庭でじっくり子育てしたいというお母さんも沢山おり、家庭で子育てを一生懸命している人へのサポートも必要である。働くお母さん、働かないお母さんの両方が同じように子育てしやすい世の中になることが、子どもにとっても良いことである。	1

イ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案

事業	区分	意見の内容(要旨)	件数
共通事項	連携施設	子どもたちの住居を考慮すると複数園と連携することが望ましいが、複数園への連携費用捻出は厳しいものがある。また、希望する園との連携の調整を、市にも協力してもらいたい。	1
共通事項	連携施設	連携保育所に公立も入れるべき。卒園児の受け皿として民間保育所では2歳～3歳→4歳への定員増をしていないため、募集はゼロと言われた。これについても市がしっかり確認して連携ができるところを紹介してほしい。	5
共通事項	連携施設	入園児に明確に卒園後の入園先が示されるのか。示されない場合、本当に数年後に居住圏内の園が確保してもらえるのか不安。	1
共通事項	連携施設	5年間の経過措置は不要である。	1
共通事項	食事の提供	重篤なアレルギーのお子さんに関しては、小さな調理室では対応が難しい。そのようなお子さんは、大きな保育園で対応するよう配慮してほしい。	1
共通事項	食事の提供	預ける時点では保護者も医師もアレルギーであるかどうか、認識出来ずに施設任せに離乳食を始める行為は、死亡事故に繋がる可能性があり、行政はこのリスクに関して、どのように考えているのか疑問である。 提供が義務付けられると保護者も与えていなかった初めて食べる食材を与えることもあり得、実施するに際しては、実態調査等を実施したうえで、正確かつ安全性を保証した上で施行すべきである。 さらに、可能であれば、義務化されている3か月又は6か月健診の際に、病院でのパッチテストに相当する検査を保護者に義務付けることでお互いに安心して保育を履行できると思われる。	1
共通事項	その他	ただ単に多人数を一同に介して効率よく保育する姿勢は、人間形成に基だ方向性を逸脱しているものと危惧している。特に、家庭的保育の役割は他の施設と同列に比べるとその良さが無くなり兼ねない。	1

事業	区分	意見の内容(要旨)	件数
家庭的保育事業	設備	子ども用と調理する際の手洗い用の設備が区別されている家庭はなく、殆ど一つの設備であると思われる。設備の義務を課すのであれば、科学的・衛生的な観点或いは条例があるものか設定理由を明確にすべきである。 多人数を保育する場合の幼稚園では、その必要性については衛生的に理解できるが、少人数施設と一緒にすることには根拠を明確にすべきである。	1
家庭的保育事業	設備	災害時の迅速かつ安全な避難等の観点から、2階以上の集合住宅に設置する場合は、現実的に保育者が一人当たりの基準数(保育士1人で3人)を避難させることが可能な避難設備を設けていること(避難ばしこ・避難降下装置は不可)。	1
家庭的保育事業	設備	乳幼児に対する衛生の確保の観点から、沐浴設備(乳幼児用バス)を設置すべき。	1
家庭的保育事業	設備	調理施設等については、火災等の発災に対し警報等で知らせる装置を設置すること。	1
家庭的保育事業	設備	災害に対応できる、備品・備蓄品(備蓄食品・水・簡易薬品・懐中電灯・ラジオ等)を備えること。	1
家庭的保育事業	設備	2階以上に保育に必要な専用部屋を設ける場合は、災害等が発生した場合、近隣から応援に掛けつけることのできる、協力員を確保すること。	1
家庭的保育事業	設備	保育に必要な専用部屋については、建築基準法第28条に基づき、採光が確保されていることと、24時間換気が確保されていること。	1
家庭的保育事業	食事の提供	①アレルギー対応をどうするのか。安全面での対応に不安があり事業者、利用者の多くがのぞんでいない給食を実施して問題が発生したら横浜市としてどう対応するのか。 ②少人数異年齢への給食提供について、年齢に応じた食事づくりということで調理も大変なうえ離乳食段階の乳児はアレルギーの有無も分からない。安全な給食提供ができるとは思えない。 ③自園調理の場合設備助成はあるのか。給食提供のために調理設備や備品を整えるために多額の費用を要することが予想されるが、それに見合う収入が得られるのかその保証はない。 ④現在給食を実施している自治体の福祉員からは日々の食材の調達、調理に対する疲弊の声が多く聞かれ、福祉員の過労やそれが引き金になっての事故が起きることも考えられる。 ⑤横浜市は保育現場の実際を把握する立場にある市町村の責任として家庭保育における給食実施を見直すよう国に意見すべきである。	1
家庭的保育事業	食事の提供	「お弁当」を作りたいからこそ、「家庭的保育」を選択している保護者もいる。全員が「給食」とするのではなく、現行の制度を残しつつ、弁当と給食という選択肢が増えるようにしてもらいたい。	1
家庭的保育事業	食事の提供	現状で精一杯なのに給食を始めるには、さらに負担が増え精神的にも肉体的にも大変である。	1
家庭的保育事業	連携施設	①公立は民営化により減少し、企業立ばかりが増えて支援を受けたい頼りになる保育所が少なくなることが心配である。 ②卒園後の受け皿に関して、横浜市に対して行政の責任において保育の継続の保障を求めてきた。新制度ではそれがこちらのすべきこととなっているが、現物給付である保育の提供体制の確保は市町村に課せられた責務規定であり、保育者側に転嫁するのは間違っているのではないか。また、保護者にも保育所を選ぶ権利があり、連携園を受け皿にするという考えは一見妙案に思えるが数合わせに過ぎない。保育所と福祉員側の需要・供給が一致しない場合や、利用者が地理的な問題で通所できないことも考えられる。保育所には年齢による受け入れ可能枠があるが、家庭保育は空きを抱えることも多く途中入所や年度途中で保育所に移動する児童もいる。連携園はこういった利用児童数の変動への対応はできるのか。	1
家庭的保育事業	資格	家庭保育福祉員は問題が発生した場合、福祉員個人が判断し対応をしなければならない。補助員はあくまで補助的な存在であり、責任の重い福祉員に無資格者でもなれるということに危惧を覚える。保育という仕事と子どもの育ちや安全を軽視しているといえないだろうか。無資格者の参入が増えれば事故の増加が予想される。子どもの命と発達を守る立場から無資格者の参入に反対する。	1
家庭的保育事業	資格	家庭的保育者は必要な研修を終了した保育士又は看護師とする。	1
家庭的保育事業	利用調整	家庭保育など小規模な保育を希望する保護者の思いは聞き届けられないしくみとなっているため、保護者の希望を尊重する制度にしてもらいたい。 保育所を希望する児童が入所した場合、保育所に空きができれば移行してしまうことになるため、福祉員は空きを抱えることになる。始めから家庭保育を希望する人を入れておいたらそういったリスクを抱えないで済む。直接契約の事業者には不利益になることを押しつける根拠はどこにあるのでしょうか。	1
家庭的保育事業	利用調整	小規模保育事業に移行した後も、利用者が区で認定を受けたのち事業所と直接契約する方法を残してもらいたい。 区役所への申請・利用調整となると、家庭的保育も認可保育園のミニ版となってしまう「認可がだめだったから家庭的保育に」という選択になることが予想され、家庭的保育がこれまで受けてきた、小さいうちは家に近いこの場所で、この保育室で育てたいという方、家庭の状況から判断して必要の度合いの強い方の受け入れなど柔軟な対応が難しくなることが危惧される。	1

事業	区分	意見の内容(要旨)	件数
家庭的保育事業	利用調整	家庭保育を第1に希望した場合は優先してもらわないと困る。	1
家庭的保育事業	保育料	申請、利用調整を市が行なうなら、保育料の徴収も保育所と同じく市が行なうべきである。	1
家庭的保育事業	定員	定員設定は利用者にとって有用となるよう、緩やかな運用のできる制度にしてもらいたい。家庭的保育ではその年・時期により需要に合わせて柔軟な受け入れをしており、今後もできるだけ需要に添った対応ができるよう、定員はあくまで原則であってほしい。	5
家庭的保育事業	契約	新制度では直接契約となるため、問題が生じた場合、利用者と事業者間で対処することとなり横浜市はその問題の解決において介在しなくてよいことになる。これは利用者、福祉員双方からみて非常に不安であるため、横浜市は現行と変わらぬ対応をすることを明文化してもらいたい。	1
家庭的保育事業	給付	子どもが3人以下の場合、受託児数に関係なく複数配置できる補助員雇用費を今まで通りに184時間分は支給を要求する。	1
家庭的保育事業	その他	児童福祉法24条について、1項と2項に分けることに反対である。利用者、事業者に対し格差を設けることはあってはならない。2項の施設・事業にも同等の責任を負うと言うならこれを廃止するよう国に働きかけ統一した扱いにすべき。	1
家庭的保育事業	その他	全国的に見れば高水準な横浜市の家庭保育福祉員制度だが、近年は他自治体の整備も進み横浜市以上の制度内容を誇る場所もある。新制度においては他自治体の手本となるような制度の構築をお願いしたい。	1
小規模保育事業	職員	B型について、保育士配置は国同様2分の1としてもらいたい。求人をしていても保育士が集まらない。	3
小規模保育事業	職員	B型について、家庭的保育事業と同様、従事する職員は必要な研修を終了した保育士又は看護師とする。	1
小規模保育事業	職員	配置基準は現行の横浜市認可保育所に合わせるべき	1
小規模保育事業	職員	専門性は、小規模でも同じであるため、保育は全員有資格者で行うべき。	2
小規模保育事業	設備	手洗い設備について、賃貸物件のため大きな工事は不可能であるため、現在の設備の中で調理者と保育児の区別ができるよう決まりを作って欲しい。	1
小規模保育事業	利用調整	・現行の直接契約の家庭的保育事業では、空きがあればすぐに受け入れができるため、緊急を要する利用者への対応ができる。 ・面接を行うことで、ランクでは拾いきれない事情に対応でき、利用者によっては、一時預かりで対応できる場合があり、連携園の保育園の一時預かり事業へ繋げることができる。 ・ランク付け(長時間働く利用者が有利)でなく入所ができるので、子どもと過ごす時間を多く持ちながら、毎日働こうと考えている利用者の受け入れができる。	1
小規模保育事業	利用調整	小規模保育事業は、子育てと仕事を両立し、週1~3日で働きたい女性の子どもの受け皿にもなるべきではないかと考える。実際そのような働き方を希望する女性はたくさんいる。	1
小規模保育事業	利用調整	直接契約での保護者との面談は、お子さんを預かるうえでとても有効である。	1
小規模保育事業	移行	横浜保育室同様、家庭的保育事業からの小規模保育への移行期間を設けてもらいたい。	1
小規模保育事業	給付	保育従事者の中に責任者の必置を義務付けていますが、これについて独自の加算対応を検討してください。	1
小規模保育事業	その他	全国的に保育士が足りない現象が起こっており、施設にとって死活問題となっていることに対してどのように考えているのか。今回の基準では、保育士の作業時間と責任の重さは切実であり、実際にシミュレーションをどこかの施設で行って、無理のない作業量を想定すべきである。国も地方自治体が提示されている家庭的雰囲気保育が可能と思われるのか再度、科学的な根拠を基に設定するように希望する。	1
居宅訪問型保育	全般	昨年末の死亡事故等に絡んで、今回新たに収載されたものと理解しているが、事故の内容から推察すると、今回の規定では他の施設に比べてかなりハードルが低いように感じられ、事故等を防げるものか疑問である。	1
居宅訪問型保育	職員	従事する職員は必要な研修を終了した保育士又は看護師とする。	1

ウ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準案

区分	意見の内容（要旨）	件数
職員	職員配置については、現行の「横浜市民間保育所設置認可等要綱」と同様、0歳児3人につき1人以上、1歳児4人につき1人以上、2歳児5人につき1人以上、3歳児15人につき1人以上、4歳以上児24人につき1人以上とすべき。	3
職員	公立保育所の職員配置基準を認可保育所と同様にしてもらいたい。	3
その他	鉄道高架線の直下、道路の高架下、廃棄物処分場（中間処理場及び最終処分場）の隣接地、風俗営業施設の近隣は、児童福祉施設（特に保育施設）の場所として不適当である。	1

エ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

区分	意見の内容(要旨)	件数
(0) 基準全般	放課後児童健全育成事業の基準条例は、現行よりも低い水準のものにならないものにしてほしい。	2
	厚生省省令は全国的に適用される最低限の基準であるため、横浜市の基準条例については、市独自に抱える多様なニーズを満たす水準設定をするなど、地域性を踏まえたものとしてほしい。	2
	運営主体または各事業所による基準違反があった場合の罰則を抑止力として設けていただきたいと 思います。	1
	基準を定める事は重要と考えるが、行政は地域住民の理解を得る為、地域住民への説明義務がある と考えます。	1
(1) 総論関係	現場管理や運営管理について、運営者・職員・保護者の役割をはっきりさせてほしい。	1
	衛生管理・防火管理について、防火管理者・食品衛生管理者等の基準に満たない施設だとしても、 相応の知識は必要ではないか。	1
	運営に際し条例で定められた基準を満たさない事項がある場合、法的拘束力はどのようなものとなる のか。	1
	運営内容の自己評価、結果の公表について、どのような目的でどのような方策で実施されるのか。	1
(2) 設備関係	「児童一人あたりおおむね1.65㎡以上」について、1.65㎡の緩和してほしい。面積基準により利用 人数が限られ、放課後児童クラブを必要とする人が利用できなくなる事態は困る。	10
	条例の定める面積基準及び定員制により、入所出来ない児童が発生することが予想されます。その 結果、ひとり親家庭や特別な配慮が必要な子どもなど、本来もっとも保護されるべき児童・家庭に 保育の手が届かなくなることが懸念されます。	8
	「児童一人あたりおおむね1.65㎡以上」について、面積が狭すぎる。数時間、同じ場所に座り続け ていれば可能だと思うが、健全な運営だとは言い難い。	1
	専用区画を「児童一人あたりおおむね1.65㎡以上」とした理由を明確にする事を求めます。経緯・ 理由・そうする事によって何が良くなるのか説明すべきです。	1
	専用区画の面積は、児童一人につきおおむね2.475㎡以上でなければならないとすべき	1
	専用区画は「遊び及び生活の場としての機能」と「静養するための機能」は別のものであり、それ らを備えた区画など本来ありえないのではないのでしょうか。遊びと生活の場の機能“又は”静養 の機能のどちらか一方に該当する場所を専用区画と解釈すべきではないのでしょうか。	1
	「専用区画並びに設備及び備品等のもっぱら放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければ ならないこと(児童の支援に支障がない場合は、この限りでない)」にある「支障がない場合」と は、誰がどのような基準で決めるのでしょうか。	1
	「遊び及び生活の場としての機能ならびに静養するための機能を備えた区画」という要件につい て、現状でこの通りの要件を備えた施設は少ないと思われ、経過措置が必要であると考えます。	1
	「遊び」は「生活」の一部であるため、専用区画や職員を別にしないと健全育成はできません。	1
	「調理設備」について、どの程度のものなのか規定が書かれておらず、広さを含めどのようなもの なのかわからない。また、有資格者が必要なのかも不明である。	1
	面積など現状クリアしている施設について人数などで分割する必要はないのではないか。	1
	設備の基準について、施設の耐震上の基準について具体的な内容が示されていないが、今後、規則 等で規定することとなるのか。	1

区分	意見の内容(要旨)	件数
(3) 職員	1つの支援単位につき、常勤の支援員を2名以上とすることを定めてほしい。	30
	「児童の集団の規模をおおむね40人以下とする」ことについて、40人という基準を緩和してほしい。また、長期休業期間など、年度の途中でこの人数を上下する事も考えられるので、柔軟な対応を要望したい。	10
	最後に継続的な運営及び円滑な新基準への移行の観点から、面積基準の緩和措置のほか、支援単位の児童数についても緩和措置をお願いいたします。	2
	都道府県の研修を受けると支援員の資格が得られるとあるが、他の都道府県に移転した際には、再度研修を受けなければならないのか。	1
	補助員のすべての方が支援員になることが可能になる、研修機会の確実な確保と基準が明確にされた方が良く考えられる。	1
	「都道府県知事が行う研修」とはどのようなものか。	1
	放課後児童クラブ支援者に資格を要するのであれば、放課後キッズクラブ支援者にも同様に課すべき。	1
	職員を指導・管理する立場を明確に定めてほしい。	1
	補助員にも資格が必要なのか。支援員と補助員は開所時間中に必ずいなければいけないのか。支援員が病欠の場合、配置基準が守られてないと判断されるのか。	1
	補助員について、「週3日以上勤務する者」等の定義を設けるべきである。	1
(4) その他	苦情相談窓口について、第三者の相談窓口を行政に開設してほしい。	2
	重要事項について、利用定員の定義を明確にしてほしい。また、行政と各放課後児童健全育成事業所の緊急時等の対応方法について明確にして欲しい。	1
	開所時間について、「その地方における児童の保護者の労働時間」では、サービスが行き渡らないと感じる。「地方」ではなく「個別」に利用希望者の労働時間を把握してサービスを提供しなければ、本当の支援制度ではないと感じる。	1
	開所時間は、小学生が生活をする時間のみが原則として書かれているが、保育前後の打ち合わせの時間や準備の時間は含まれないのか。	1
	市、児童福祉施設、小学校等の関係機関と「密接に連携した支援」について、これは具体的に何を意味するのか。	1
	事故発生時における責任者は誰になるのか。	1
	連絡をとるのは、事業者か、職員か。保育・指導内容についての個別対応は職員の判断で実施して良いのか。	1
	1単位もしくは複数単位での児童に対する傷害保険に加入することを義務付けることを要求する。また、それには物損に対する特約を付属させ、地域に対する配慮を行う。	1
	子供の所在がはっきりしていないのは怖い。出席カードだけでは心配。	1
	放課後キッズクラブについても、定員を設けていただきたい。	1
(5) 経過措置	既存の放課後児童健全育成事業所について、専用区画の面積に関する「児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない」という規定を適用する場合において、施行日から平成32年3月31日までの間は、「児童1人につきおおむね1.65㎡以上であることが望ましい」とこととする。この点は、経過措置として評価すべき点だと思います。	1
	放課後児童クラブは保護者の持ち回りで運営しているため、何年にもわたる継続した事業や計画を持ちにくい。この状況で5年間の猶予を与えられても無意味である。	1
	経過措置以降、放課後児童支援員の資格、設備の条件を満たしていない場合はどのような処置をお考えでしょうか。	1
	既存のクラブに対して、「児童一人あたり1.65㎡～」については経過措置がありますが、それに伴う全てのことに経過措置を、もしくは「～望ましい」というままにしてほしい。	1
	地域的な児童の増加や施設の老朽化などで学校施設の余裕教室の確保がしづらく、この基準を満たせない事業所が多くなるものと考えられ、横浜市は独自に施行後5年間の経過処置を設けたことによりキッズ化が否応なく加速されることになる。	1

※放課後児童育成施策関係の意見件数142(内、基準関係70件) 意見総数308(内、基準関係103)

◆ その他（基準案への直接的な意見ではないが、放課後児童育成施策に係る意見）

区分	意見の内容（要旨）	件数
施策	新法施行に向けての説明や条例の具体的内容を、市から情報提供してほしい。	2
	はまっ子ふれあいスクールなどの全児童対応と、留守家庭児童対応は分けて考えるべき。	2
	放課後キッズクラブの転換にかかる経費を放課後児童クラブの充実にあててほしい。	2
	子どもが低学年のうち、保護者がフルタイムで働かなくても十分な生活ができる社会体制になってほしい。	1
	放課後児童クラブは親も子ども安心できる場所、存続を強く希望する。	1
	子ども、子育ては市政の重要な課題、共働き世帯には小学校就学後は不安。	1
	学校以外で子どもを支える場所・地域づくりをもっと考えてほしい。	1
	保育のあり方を考えてほしい。	1
	待機児童を出さないことを市の責務として明言すべき。	1
	放課後3事業の利用実態を精査すべき。	1
	放課後児童クラブが6年生まで利用可能なのが明示してほしい。	1
	放課後児童健全育成事業について、事業所の増設と、保育園並みの開設時間を望みます。	1
地域の特性を考慮した予算編成をされたい。	1	
事業	職員に対する資格研修履修に伴う交通費、代替職員経費等は市から支出してほしい。	13
	放課後キッズクラブと放課後児童クラブを並行実施していく上で、利用料金を同等にしてほしい。また、両事業の違いを明確にし、利用者が正しく選択できるようにしてほしい。	13
	放課後キッズクラブと放課後児童クラブのそれぞれ良さが生かされる取組をしてほしい。	5
	十分な指導員数を確保できるように自治体も協力すべき。	4
	安全で経済的な、はまっ子ふれあいスクール・放課後キッズクラブがあるにもかかわらず、放課後児童クラブの利用者が増えており、求められているニーズが確実にあるので、放課後児童クラブに予算措置を行ってほしい。	4
	はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブへの予算配分を同じにし、不公平感をなくしてほしい。	3
	施設の提供・確保は市で行うべき。	2
	障害がある児童の受入れ対応をどうするのか。受け入れ支援を充実させてほしい。	2
	面的基準及び定員について、ひとり親家庭や特別な配慮が必要な児童等に配慮し、柔軟な対応を取ってほしい。	2
	はまっ子ふれあいスクール・放課後キッズクラブでは充足できないニーズがあるため、放課後児童健全育成事業の制度充実と予算措置を要求する。	2
	はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブでは、働く保護者のニーズを満たせず、学齢期の児童への対応は不十分である。利用者が増加傾向にある、放課後児童クラブへの補助金を増額してほしい。	2
	放課後児童クラブと放課後キッズクラブの違いについて、利用料だけでなく、それぞれの違いを明確にして欲しい。	2
定員設定にかかる児童の算定基準を示してほしい。	1	

区分	意見の内容(要旨)	件数
事業	基準案に関する窓口を各区役所に設置してほしい。市民意見募集においては個別の質問は受け付けないとのことだが、事業者としては困っている。	1
	基準案への事業者からの個別質問への回答について、FAQの形で公表、共有してほしい。	1
	条例に基づく新基準を適合させるために必要な経費は全額給付してほしい。	1
	基準を満たした運営を実施するため、補助金額の増額などの支援をしてほしい。 (施設の提供、施設賃借料の増額、研修の受講のための費用負担)	1
	有資格者に資格手当を出してほしい。	1
	放課後児童健全育成事業の支援を必要とする児童が確実に利用できるように、広報だけでなく該当児童の家庭への直接的な働きかけ及び減免措置をすべきだ。	1
	放課後児童クラブと放課後キッズクラブは目的が違うので、各々に十分な補助を行ってほしい。	1
	放課後キッズクラブの夕方利用者数が少ないのなら、はまっ子ふれあいスクール・放課後児童クラブの予算を増額し、内容をさせた方がいい。	1
	職員が保護者の顔もわからず運営する放課後キッズクラブやはまっ子ふれあいスクールは、児童の健全育成の場にはならない。	1
放課後 キッズクラブ	放課後キッズクラブの全小学校転換にあたっては、放課後児童クラブへの支援が損なわれることのないようにしてほしい。	3
	はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換について、保育の質が低いので歓迎できない。また、放課後児童クラブへの支援が縮小されることのないようにされたい。	3
	放課後キッズクラブでは、開設時間・支援の単位についての基準を満たせていないのではないかと。	2
	はまっ子ふれあいスクールでは働く保護者のニーズを満たせておらず、近隣の放課後児童クラブは飽和状態なので、放課後キッズクラブへの転換を至急行ってほしい。	2
	放課後キッズクラブでは安心できず、放課後児童クラブへ入所しました。子どもの視点で両事業の役割を再検討してほしい。	1
	放課後キッズクラブは放課後児童クラブと違い、保育の質が低い。子どもの名前と顔も一致していない状態である。全児童対応と留守家庭児童対応を一緒にして運営している影響だと思う。	1
	はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換について、保育の質が低いので歓迎できない。また、放課後児童クラブへの支援が縮小されることのないようにされたい。	1
	放課後キッズクラブへの転換により、放課後児童クラブの利用者が減少して運営が不安定になることが予想されるので支援を行って欲しい。	1
	放課後キッズクラブへの転換について、行政からは「19時までの居場所を確保する」と説明があるが、そもそも運営内容が不明瞭である。	1
	放課後キッズクラブは地域社会との連携は放課後児童クラブと比べほとんど不可能と思われる。また、学校内でいじめ問題があった場合、いじめの継続を促すことにならないか。	1
	放課後キッズクラブへの転換は、保護者及び近隣の放課後児童クラブから了承を得た場合のみ行ってほしい。	1
	放課後キッズクラブの全校転換に際しては、放課後児童クラブに配慮(17時以降利用者については放課後児童クラブの方が効果が高いこと)し両立を図るべき。	1
	スタッフに高齢者の積極的参加を奨励してほしい。放課後キッズクラブ転換を検討する際に必要な情報(設備面等)を提供してほしい。	1
	19時まで預かる学校を増やしてほしい。 教室内の空調設備をすべての学校に完備してほしい。	1
放課後キッズクラブへの転換について、税金の使い道が明確ではない。	1	

区分	意見の内容(要旨)	件数
放課後 児童クラブ	放課後児童クラブの移転・分割にかかる物件の確保、費用への補助金を増額してほしい。 また、公共施設の活用も検討してほしい。	36
	放課後児童クラブへの補助金を増額してほしい。	23
	指導員の処遇改善を行ってほしい。	14
	保護者負担を軽減してほしい。	11
	指導員(有資格者)が複数名配置可能な体制を確保してほしい。	6
	冷暖房設備を整備してほしい。	3
	具体的な補助内容を提示してほしい。	2
	増床により面積基準を満たした場合に、施設賃借料補助が増額の対象となるか明確に示してほしい。	1
	基準案が多岐にわたっており、地域の代表者で構成される運営委員会での運営は難しい。	1
	設備の確保と職員の配置について不安を感じる。 経過措置及び具体的な対応方法を早期に提示してほしい。	1
	地域・保護者とのつながりを重視した放課後児童クラブを大事にほしい。	1
	低収入でも保育園だけでなく放課後児童クラブに入れるよう市から補助してほしい。	1
	重度障害児が入所している放課後児童クラブには社会福祉協議会より人材を提供してほしい。	1
新制度の施行や全小学校での放課後キッズクラブへの転換施策により、放課後児童クラブの将来が不安になり、利用している放課後児童クラブの指導員が辞めることとなった。 子どもにとっても親にとっても安心できる貴重な人材が、家族を養うことができる程度の処遇により、長く勤められることができるような支援をしてほしい。	1	
自前施設について、木造以外でも耐震診断や改修への補助をしてほしい。	1	
その他	放課後児童健全育成事業の設備を児童福祉施設に格上げすると、既存不適格な施設が増える。	1

オ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案

意見の内容（要旨）	件数
施設・事業の利用について、利用の申請を施設・事業者が断ることができる場合をもっと明確に示すようにしてほしい。	1
利用者負担に関して、上乗せ徴収や実費徴収については、上限を設けるなど、保護者の経済的な格差によって保育内容に差が生じないように、子どもの視点にたった運営ができるようにしてほしい。	1

カ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整等に関する基準案

区分	意見の内容(要旨)	件数
保育時間	保育短時間の下限が就労において64時間となっているが、同居の親族にも同様の基準を課すのは酷ではないか。両親の就労の場合とそれ以外の親族の場合とで基準を法律の範囲内で分けることは出来るのではないか。	1
保育時間	月64時間(1日4時間、月16日)以上働いていれば保育を利用できるのであれば、月の半分の日数で半日働けば子どもを預けることができることになる。安易に子どもを預けず、養育に力を入れ、親子のコミュニケーションを大事にするようにすべきではないか。	1
利用調整基準	利用調整におけるランキングには、就労時間だけでなく通勤時間も含むべきと考える。就労に従事しているわけではないが、子どもから見れば保護者不在の状況に変わりはないため、そのほうが市民感覚に合致するのではないか。	1
利用調整基準	「育児休暇」だけでなく、「産前産後休暇」も基準に明記すべき。	1
利用調整基準	子どもの数を増やすことが必要なことから、多胎子について同一施設への保育を希望した場合にはランクアップかつ調整指数の上乗せをすべき。	1
利用調整基準	高齢化の進行とともに医療職に対する人員確保が必要なことから、両親のうちどちらかが医療職にある場合について、ランクアップかつ調整指数の上乗せをすべき。	1
利用調整基準	きょうだい児について同じ施設を希望する場合のランクアップはありがたい。	1
利用調整基準	障害児については、就労の時間を問わずAランクとしてほしい。若しくは、基準を「就労」と「通院等」の日数を合算して判断するようにしてほしい。また、その場合、利用者負担についても優遇をしてほしい。	1
基準日	27年度から基準日を9月末日とすることに反対。少なくとも市民に周知してから施行まで1~2年の猶予期間が必要。27年度保育所4月入所選考の基準日は現行通り11月で、今後変更する場合も市民への周知後猶予期間を設けるべき。(同様の意見:3件)	4
基準日	基準日を9月末とすることについて、入所手続は、〆切を十分に考慮された日程となるのか。	1
基準日	基準日の表記について、4月入所のための認定を受けるための基準が9月1日となっている一方、利用申請については「利用申請時点」とされており、どちらが基準日なのか読み取りづらい。	1
基準日	基準日について、「入所(希望)の前々月の末日」という表現はわかりにくい。「利用申込締切日の前月末」とすべきではないか。	1
その他	施設の種類、内容が明らかになることで、就労をためらっている人が選びやすくなってよい。	1
その他	認定こども園には、園の方針等があるので、入園に際しては市の利用調整を導入すべきではない。	1

◆ その他

意見の内容（要旨）	件数
中学校給食の実施を速やかに実現すること。	1
女性が働きやすい社会を作ることが重要。市民にわかりやすくアピールしてほしい。	1
横浜市北部に児童図書館を増設してほしい。高齢者だけでなく、子育てにもしっかり予算をつけてほしい。	1
現実に困っている現場にスポットをあてて、規制緩和を行い、利用しやすい、設置しやすい、運営しやすい環境をつくってほしい。	1
横浜は子育てしにくい。 認定こども園を増やし、仕事をしながら子育てができる、子育てしやすいまちをつくってほしい。 保育所では、昼間の時間は幼稚園のような幼児教育カリキュラムをして、認定こども園に近い取組をすることはできないのか。今ある施設を利用して取り組んでほしい。	1
施設の障害児の受け入れについて、市は施設側へ受け入れるよう指導するとともに、受け入れた場合の補助をすることで施設側の受け入れの負担を減らすようにしてほしい。	1
資料をわかりやすくしてほしい。 新制度になると負担が増えるような気がする。	1
横浜市は所得による格差が大きい。働いた分だけ損をしているように感じる。 働く女性を応援するならば、働いた分は報われる制度にしてほしい。	1
各基準で記載されている「調理設備」について、具体的にどのようなものを指すのかわからない。	1
横浜保育室から移行するのに、資金面で大変。資金援助など個別に相談にのってほしい。	1
横浜保育室について、直接契約の制度を残してほしい。	1
横浜保育室について、3歳以上の在園児についての助成を行ってほしい。	1

新制度における利用者負担の検討について

1 利用者負担の国水準について

(1) 国水準の位置付けについて

新制度における利用者負担の額は国が定める金額を上限として、市町村が定めます。

(2) 国水準の検討状況について

負担のイメージ（国が定める水準）が示されました。

認定区分	対象	該当施設・事業	国（国水準）の考え方
1号認定	3歳以上教育のみ	認定こども園、幼稚園	現行の平均負担水準を基本
2号認定 (標準時間) 2号認定 (短時間)	3歳以上保育が必要	認定こども園、保育所	現行の保育制度の利用者負担を基本 ----- 2号認定標準時間の98.3%を基本
3号認定 (標準時間) 3号認定 (短時間)	0～2歳保育が必要	認定こども園、保育所、 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）	現行の保育制度の利用者負担を基本 ----- 3号認定標準時間の98.3%を基本

2 利用者負担設定における主な論点と本市における利用料設定（案）について

(1) 1号認定利用料と2号認定利用料のあり方（案）について

国水準では3歳以上の利用に係る1号認定と2号認定の利用者負担額の設定を比較すると、一部（非課税世帯）を除き、1号認定の方が低額に設定されています。

現行の本市の幼稚園の負担水準と保育所保育料を比較した場合、低所得者層では保育所保育料よりも幼稚園の負担水準（平均）の方が高額となっています。

利用時間が短い1号認定利用料が2号認定利用料に比べて高額になるのは、特に両方の児童が在園する認定こども園においては利用者の理解を得難く、1号認定利用料と2号認定利用料のあり方を検討する必要があります。

案 同じ制度での運用となり、利用者がそれぞれのニーズに沿った適切な選択を行うことができるよう利用料の整合性を図る必要があること、特に認定こども園においては1号認定の児童と2号認定の児童が隔たりなく同じ部屋で過ごすことになることなどを踏まえ、1号認定利用料については、2号認定利用料を上回らないよう設定します。
合わせて、現行一律9,000円（上限）としている幼稚園預かり保育利用料について、2号認定利用料と「1号認定+預かり保育利用料」が整合性がとれるよう設定します。

(2) 各認定区分の階層数（案）について

各認定区分の階層数について、国水準では1号認定が5階層、2・3号認定は8階層で設定されます。

現行の本市の幼稚園の階層（就園奨励補助金の階層）は6階層、保育所保育料は31階層、NPO型家庭的保育事業・家庭保育福祉員の保育料は14階層で設定しています。

以上を踏まえて、各認定区分の階層数設定について、検討する必要があります。

案 現行の幼稚園（就園奨励補助金）の制度では最高階層に4割以上が分布している現状等を踏まえ、1号認定の階層数は現行制度よりも細分化し（17階層）、より適切な応能負担体系とします。
地域型保育事業の階層については、利用者が保育所等との適切な選択を行うため、保育所等と同じ階層数（31）とします。

(3) 3号認定利用料設定における地域型保育事業のあり方（案）について

国水準においては、3号認定利用料は現行の保育所（3歳未満）の保育料を基本として設定される見込みです。

本市の現行制度においては、保育所保育料とNPO型家庭的保育、家庭保育福祉員の保育料は異なる設定となっています。

以上を踏まえて、施設規模等が異なる施設型（認定こども園・保育所）と地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用料のあり方について検討する必要があります。

案 運営規模等が異なることや現行制度における保育料設定が異なることから、施設型（認定こども園、保育所）と地域型（小規模保育、家庭的保育等）の利用料は別途の設定とします。

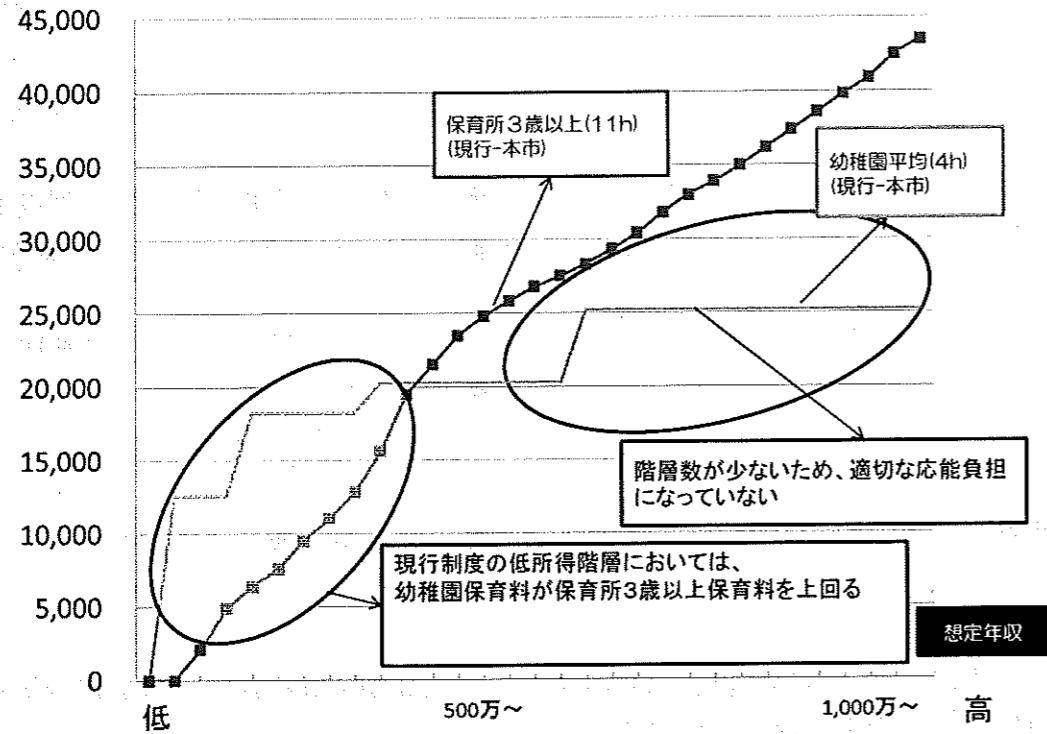
(4) 2号、3号認定利用料の設定（案）について

案 新制度が消費税増税による増収分を財源としていることなどを踏まえて、2号・3号認定（標準時間・施設型）については、現行の保育所保育料を踏襲した利用料設定とします。
2号・3号認定（短時間）については、国が定める水準にならない、標準時間認定の98.3%として設定します。
3号（地域型保育事業）については、現行のNPO型家庭的保育、家庭保育福祉員の保育料を基準とした利用料設定とします。

グラフ①

利用者負担額/円

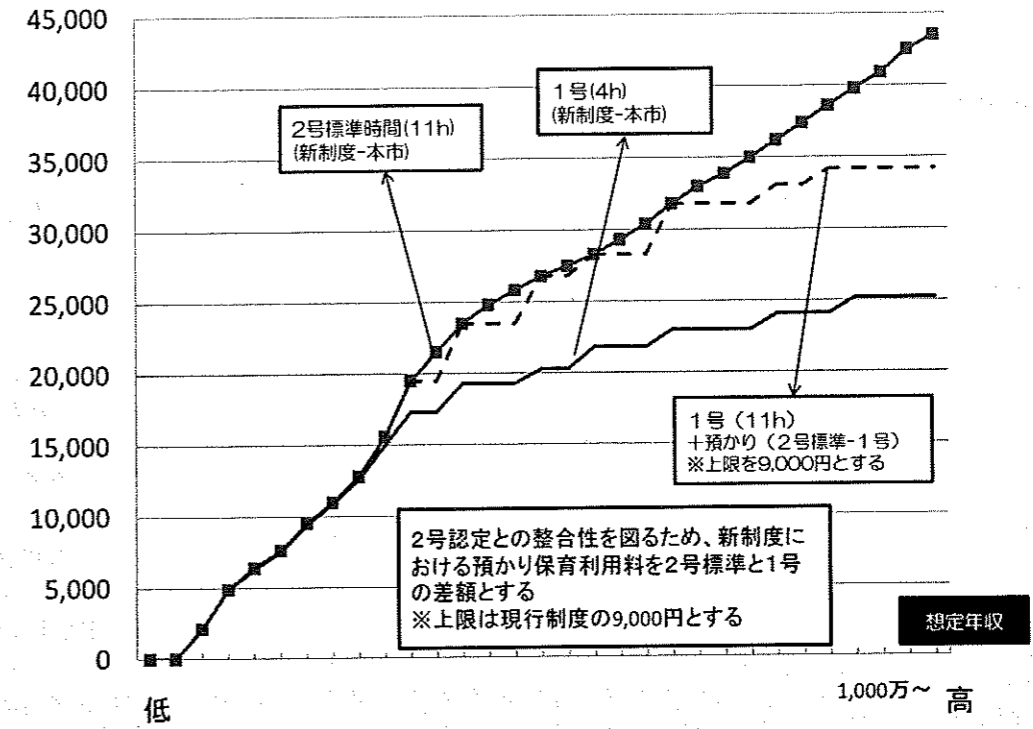
現行制度における幼稚園-保育所保育料比較 ※第1子



グラフ③

利用者負担額/円

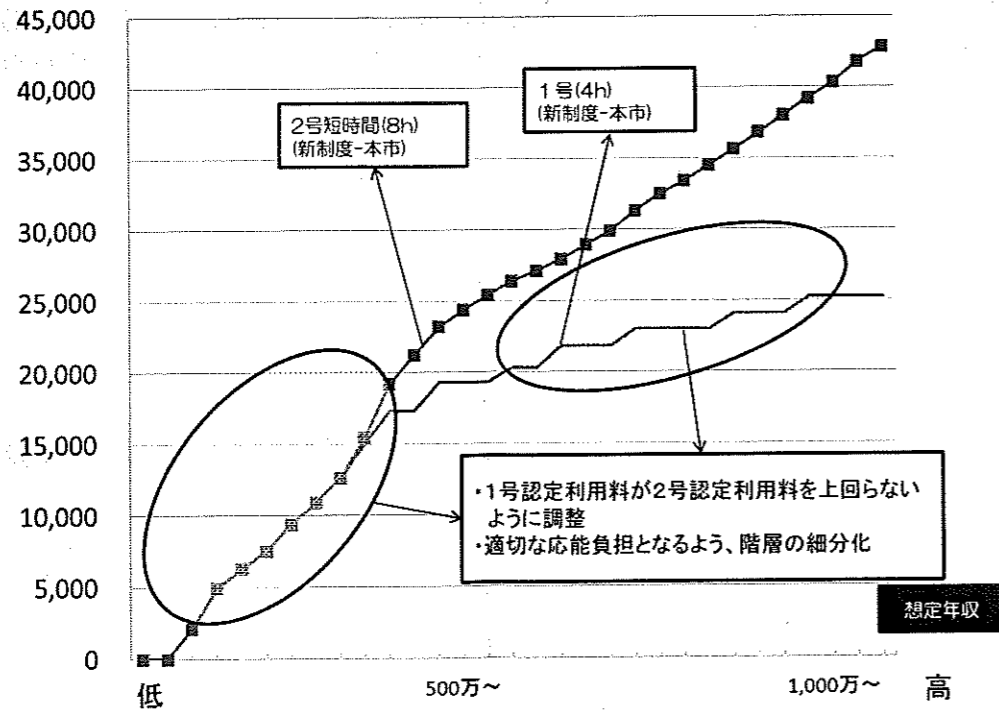
新制度における1号認定預かり保育利用料(本市案)



グラフ②

利用者負担額/円

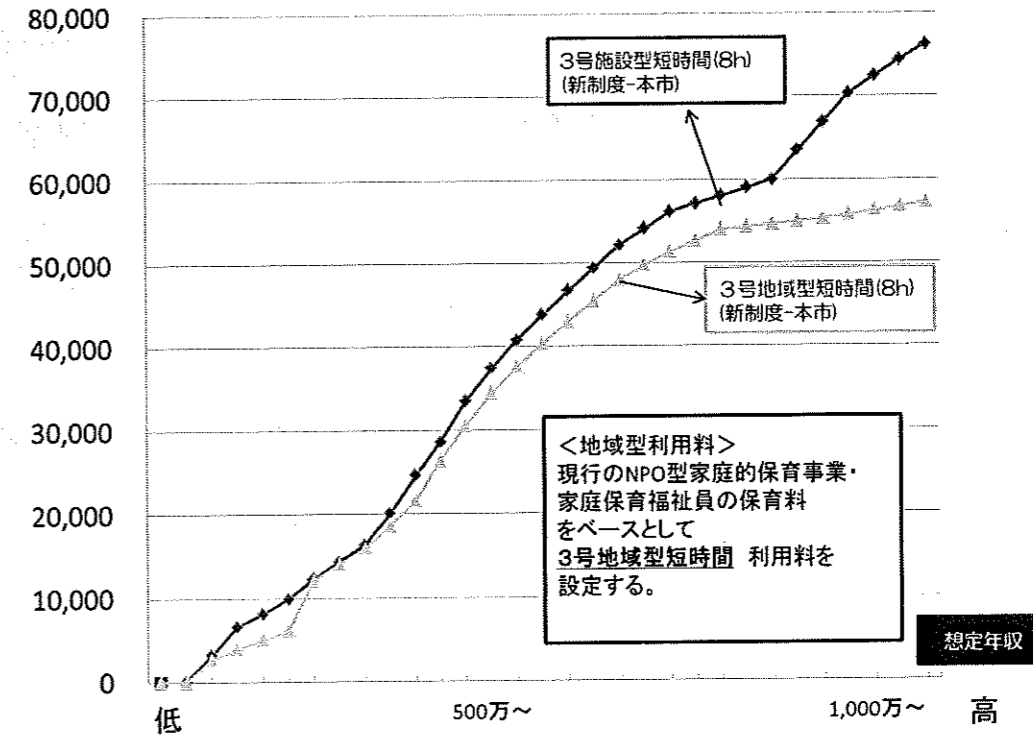
新制度における1号-2号短時間利用料(案)比較 ※第1子



グラフ④

利用者負担額/円

新制度3号利用料(地域型-施設型 比較) ※第1子



「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(仮称)の策定に向けた
市民意見交換会の開催状況について(報告)

1 趣旨

事業計画の策定に向けて、より多くの機会を設けて市民の皆様から御意見をいただくため、5月から7月にかけて、全区で市民意見交換会を実施しました。

2 内容

- (1) 新制度の趣旨・概要や事業計画の素案骨子についての説明(30分程度)
- (2) 意見交換(60分程度)

3 開催状況

日 程	時 間	区	会 場	参加者数
5/15(木)	16:00~17:30	神奈川区	区役所	33人
5/21(水)	15:30~17:00	青葉区	区役所	44人
6/13(金)	15:30~17:00	南区	区役所	21人
6/17(火)	13:30~15:00	都筑区	区役所	30人
6/23(月)	9:30~11:00	金沢区	区役所	44人
6/23(月)	13:30~15:00	中区	区役所	18人
6/28(土)	13:30~15:00	緑区	公会堂	18人
6/30(月)	10:30~12:00	港南区	区役所	31人
7/1(火)	13:30~15:00	瀬谷区	区役所	5人
7/2(水)	13:30~15:00	港北区	区役所	68人
7/4(金)	13:30~15:00	保土ヶ谷区	区役所	11人
7/10(木)	15:00~16:30	鶴見区	区役所	15人
7/12(土)	13:30~15:00	栄区	区役所	7人
7/14(月)	13:30~15:00	戸塚区	区役所	46人
7/15(火)	13:30~15:00	磯子区	区役所	18人
7/22(火)	13:30~15:00	旭区	公会堂	14人
7/28(月)	13:30~15:00	泉区	区役所	29人
7/29(火)	15:00~16:30	西区	区役所	32人
			合計	484人

4 主な意見

<計画全般に関すること>

- ア 子どもの育ちは、未就学期・学齢期・青年期と断絶して見るのではなく、その連続性を踏まえた上で計画を策定してほしい。
- イ 計画を策定するのは良いが、計画倒れや、予算消化だけに終わらないようにしてほしい。必要な人に必要な支援が行き渡るような計画であってほしい。
- ウ 子どもへの関わり方や他の保護者とのコミュニケーションの取り方などからは、何の課題もないように見える子育て家庭であっても、DVや虐待の恐れなどのリスクが高い家庭もある。新制度の計画づくりにおいても、虐待やDVなどは特別な家庭への対応と考えるのではなく、どの家庭にも起こりうることだということを念頭において、検討を進めてほしい。
- エ 「子どもにとって」という視点でと言うが、施策の方向性は大人の視点になっていると感じる。具体的な内容を盛り込む際は、子どもの最善の利益が保証される内容になっていることを期待する。
- オ 子育ての大変さについて理解のない市民も多く、今なぜ子育て支援策が必要なのか分からない市民も多い。多くの市民の理解を得られなければ、地域に開かれた子育てはできない。子育て支援者以外の市民にも広く啓発が必要である。

<保育・教育に関すること>

(1) 施設・事業の整備について

- ア 保育を必要とする子どもが必ず入所できるように施設を増やしてほしい。
- イ フルタイムで働いているが、保育所に入るのに苦労した。計画を見ると、在宅で子育てしている人への支援も充実させるとあり、そのことも重要だと思うが、まずは本当に預ける必要のある人が預けられるようにしてほしい。
- ウ 特に収入が少ない家庭では、家計のために仕事を探したいと思っても、子どもを預かってもらえないため、就労できない人もいる。もっと保育所に入りやすくなるように整備してほしい。
- エ 就労する保護者の負担を考慮すると、保育所は駅前等の交通至便なところにあるといいと思う。また、保育所の整備・運営にはコストがかかるとともに、将来的には少子化が進むことも見据え、小規模保育事業等も視野に入れて整備を進めてほしい。
- オ 家庭的保育事業は、認可保育所に比べて小規模な財政負担で整備・運営が可能であり、家庭的な環境での保育は0~2歳の子どもにとってもメリットが多いことから拡充を希望する。
- カ 保育園に入るのは大変なので、企業内にも保育施設があるといいと思う。
- キ フルタイム勤務者向けの保育所を増やすのではなく、多様な働き方に対応できる仕組みを考えてほしい。
- ク 子どもや親の多様性を認め、いろいろな保育の形態があってもよいのではないか。
- ケ 保育所の入所要件を満たすためにわざわざ就労日数を増している家庭もある。認可保育所を増やすだけでなく、一時保育や乳幼児一時預かり事業をもっと増やしていくべき。
- コ 夜間や休日などに適切でない環境で保育されている子どもたちを公的にフォローすべき。
- サ 夜間保育対策は早急な対応が必要である。

シ 就労形態が不規則であるため、土日の保育の充実を希望する。現在は、育児休業中だが、土日の保育に対応できない保育所にしか入れない場合、フルタイム勤務を断念しなければならぬ。

ス 幅広い保育時間に対応できる施設も充実させてほしい。

セ 病児保育については、定員を増やすなどして安心して利用できる場を拡充してほしい。

(2) 教育・保育の内容、あり方について

ア あくまで家庭の先に幼稚園や保育所があるのであり、まずは家庭で子どもを育てるという視点が必要。

イ 認定こども園、幼稚園、保育所の充実や放課後児童クラブの増設・拡充はもちろんだが、施設を利用する上で、家庭保育・教育がより大切だということも盛り込んでほしい。

ウ 子どもを預かる側としても、できれば1歳から預かりたい。0歳の間は親子の時間をゆっくり過ごすことで、母親の育ちにもつながるのではないか。

エ 今は働く母親たちへの支援が中心となっており、「3歳児神話」など批判的に語られるが、まだ乳離れもしていない子どもを預けて働くことに疑問を感じる。その代償を支払うのは子どもである。

オ 子どもの心の成長の観点が置き去りにされているように感じる。子ども自身も「働く親を持つ自分」と他の子どもとの家庭の差を感じ、働かないでほしいと言われることもある。

カ 幼稚園や小学校に保育の機能をプラスして、待機児童対策を進めるだけでなく、幼稚園は幼稚園としての良さを生かした運営をするという考え方もあるのではないか。待機児童対策ばかりに目を向けるのではなく、本当に子どものためになるのかという視点で計画を作っていく必要がある。

キ 保育施設の数を増やすだけではなく、子どもにとって何が大切かを考えてほしい。例えば、保育所は駅近にあるが園庭がない施設もある。一方で、幼稚園は駅から遠い施設もあるが園庭は必ずある。子どもたちが過ごす環境のことも考えるべきである。

ク 親への支援が中心となっているが、子どもの気持ちを考えた支援を希望する。職員配置など、国基準よりも充実させて、保育士の数を増やしてほしい。

(3) 教育・保育にかかる人材の確保・処遇改善について

ア 保育士、幼稚園教諭が働き続けることができるよう、処遇の改善を望む。

イ 保育士が柔軟な働き方をできれば、保育士不足の解消にもつながるのではないか。

ウ 保育士不足の問題については、地域のシニア世代に参画してもらうことが効果的なのではないか。保育士としての免許はないが、退職後の時間を利用し、地域とつながりを持つことは、本人にとっても生きがいになると思う。

エ 質の高い保育を提供するため、市から多くの研修案内が来るが、人材不足で研修になかなか派遣することができない。

(4) その他

ア 新制度へ移行できない認可外施設を利用している子どもは、制度の外に置かれ、支援を受けることができないとされている点を見直してほしい。適切でない環境の認可外施設等を公的な制度に位置付け、税金を投入するということを求めているわけではなく、理念を持って認可外となっている施設・事業を選択している子どもが相当数いることを認識してほしい。

イ 保育所と放課後児童クラブ・放課後キッズクラブと一緒に運営できる施設の仕組みがあればいいと思う。

<学齢期の子どもに関すること>

(1) 学齢期の子どもの居場所について

ア 未就学児への対応だけでなく、学齢期の子どもの居場所の充実についても考えるべき。

イ 小1の壁に対応するのであれば、現行19時以降の小学生の居場所を確保すべき。

ウ 子どもが小学校に上がると、子どもよりも先に家を出なければいけなくなる。放課後の居場所だけでなく、朝の対策も必要である。

エ 学齢期の子育て家庭が一時預かり事業や休日保育事業の利用を希望する場合もある。新制度の検討にあたっては、学齢期の子どもへの一時預かりに対するニーズがあることも念頭に検討してほしい。

オ 外遊びの経験を通じて、心がわくわくするような経験を子どもたちに伝える必要があることから、地域とつながることもできるプレイパークの数を増やしてほしい。

カ 平日は仕事場がある都内で過ごし、横浜に知り合いもいない状況の中、どこで子どもを遊ばせていいのか分からない。子どもが安心してのびのび過ごせるプレイパークの数を増やしてほしい。そこに行けば、保護者同士の交流もできる。

(2) はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換について

ア はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換対象施設を選定する際は、地域ごとのニーズや地理的なバランスに配慮してほしい。

イ はまっ子ふれあいスクールからキッズクラブへの転換については、半ば強引な進め方で数を増やそうとしている印象を受けた。子どもが放課後を長時間過ごす場所として、質の向上あつてのキッズ化だと思う。

(3) 放課後児童クラブについて

ア 放課後児童クラブの物件探しが難しいということだが、学校施設などの市の施設を活用できないのか。市の施設を活用することで、必要経費も減り、利用者負担も減るのではないか。

イ 仕事を持つ保護者だけでなく、介護などの家庭の事情で放課後児童クラブを利用したいと考える人もいるが、利用料が高く、利用をあきらめざるを得ない場合もあるので、改善してほしい。

ウ 地域によっては、放課後児童クラブを利用したいと思っても利用料が高いため、利用できない家庭もある。放課後児童クラブの補助金を出す際には、地域性を見てほしい。

(4) 放課後児童クラブと放課後キッズクラブの違いについて

ア 放課後施策は事業によってサービスに違いがあるが、その情報が少ないので、もっと情報発信すべき。

イ 放課後施策として、放課後キッズクラブと放課後児童クラブの2本立てで進めていくということだが、保育料の格差がありすぎるので、不公平感がある。事業内容の違いがあるのは分かるが、もう少しこの格差をなくしてほしい。

ウ 放課後児童クラブ、放課後キッズクラブのスタッフの資格については、経験年数の考慮や、資格取得に数年間の猶予期間を設けるなどしてほしい。

(5) その他

- ア 未就学だけでなく、就学後の保護者の支援も充実させてほしい。就学児への支援は横浜市が他都市と比べて遅れている部分である。
- イ はまっ子ふれあいスクールや放課後キッズクラブは、学校施設を使っているため、学校が休校になると使えなくなってしまう。また、学校に1日中いるよりも、地域の中の放課後児童クラブを利用することにより、過ごす場所を変えることは、子どもの気分転換にもなり、子どもの心身の発達にもよいと思う。
- ウ 「切れ目のない支援」というが実際には切れ目はたくさんある。施策が子どもの育ちによって途切れないようにしてほしい。局内の所管や区局での縦割り、また県と市でも縦割りがあある。施策分野で支援策を考えるのではなく、その地域で子どもを産み、育てるという視点で考えていくべき。
- エ 保育所を設置する際は、市が費用負担するのに、放課後児童クラブは運営する親任せになっている。また、保育料についても、保育所は応能負担であるのに対し、放課後児童クラブは一律である。この未就学児への施策と学齢期児童への施策に格差はなくすべき。
- オ 小学校には幼稚園や保育所から子どもに関する情報が入ってくるが、はまっ子ふれあいスクールにはその情報が上がってこない。このような情報伝達の整備もお願いしたい。
- カ 保育所だけでなく、放課後施策を支援するスタッフも研修への出席や配慮が必要な子どもへの対応のため、人材不足である。

<障害のある子どもに関すること>

(1) 障害のある子どもの居場所について

- ア 近年、軽度の知的障害のある子どもや知的な遅れのない発達障害のある子どもの増加を感じている。また、ひとり親家庭や国際的な家庭も増えている。これらの方々への手厚い支援を期待する。
- イ 障害のある子どもに対する理解を促進するために、障害のある子どもとその他の子どもと一緒に過ごせる場があるといいと思う。

(2) 障害のある子どもの一時預かりについて

- ア 障害のある子どもの一時預かりも充実が必要である。
- イ 一時預かり事業において障害のある子どもも預かることができるように、職員加配にかかる費用を支援していただきたい。

(3) 学齢期の障害のある子どもについて

- ア 障害のある子どもは年々増えているが、放課後児童クラブを退所した後に、障害のある子どもが毎日過ごせる居場所がない。
- イ 中学校以降の障害のある子どもの居場所がないので、その充実に向けた取組もお願いしたい。
- ウ 学齢期の発達障害のある子どもの居場所が少なく、保護者が児童に付きっきりになり、負担が大きい状況である。
- エ 発達障害のある子どもの居場所について、施設を増やすのではなく、放課後児童クラブや放課後キッズクラブにおいて受入れが可能となるように人件費を確保してほしい。
- オ はまっ子ふれあいスクールにおいても、障害の可能性がありそうなお子さんの利用が増えている。

カ 学齢期になると障害に対しての支援を受けられる施設が少ないと思う。早期支援の充実を検討してほしい。

キ 地域療育センターは小学生までしか利用できず、その後の施設も利用するまでに1年近く待たされる状況である。発達障害のある子どもは、初めての場所や人が苦手であることから、継続的に同じ場所・人に相談できるようにしてほしい。

ク 地域療育センターは、小学校に入学すると利用できなくなり、支援が途切れてしまう。また、その後利用する施設へ療育センターでの情報が引き継がれておらず、一から診療検査を行うことになる。

ケ 地域療育センターに通所しているが、必要なスキルを習得するのにも待たされることが多い。就学後も通所できるなど、療育の拡充を希望する。

(4) 障害への理解促進に関すること

ア 一時預かりを利用する際や幼稚園入園を考える際、障害のある子どもであることを話すと断られることが多い。障害を幅広く理解してもらい、地域社会に受け入れてもらいたい。

イ 障害のある子ども自身への支援だけでなく、地域が障害についての理解を深められるように支援することも必要である。

(5) 障害のある子どもへの支援にかかる情報提供に関すること

ア 障害児支援に関して、生まれる前から青少年に至るまで、様々な広報があるが、情報が細切れになっていると感じる。もっと一体的に情報提供してほしい。

イ 障害のある子どもへの支援は、様々な受け皿があるにもかかわらず、情報が十分に伝わっていないため、適切な支援が受けられていないのではないか。

(6) その他

ア 障害のある子どもが保育所に入所する際には、事前に園に障害について伝えなければならない。これは、障害のある子どもを育てる保護者にとっては、大きな壁である。障害がある子どももない子どもも受け入れられる体制をきちんと整えてほしい。

イ 障害のある子どもを保育する人材の育成については、時間がかかることだが、力を入れて取り組んでほしい。保育者の勉強・経験不足により、子どもや保護者が傷つくこともある。

ウ 発達障害のある子どもは養育手帳をもらえないために、必要な支援が受けられない状況にある。このようにサービスを受ける基準から漏れている子どもたちへの支援も考えてほしい。

<生まれる前から乳幼児期の一貫した支援に関すること>

ア 出産後初めて子どもの世話をする親が多いため、中学生の授業の中で乳幼児の親子と触れ合うプログラムを入れてはどうか。

イ 地域子育て支援拠点や親と子のつどいの広場とのつながりを持つ前に産後うつになる場合もあるので、その前に相談・支援することが必要である。

ウ 妊娠中は何が自分に必要な情報なのか分からない。スマホで検索をかけた時に簡単に見つけられると良いと思う。

エ 乳幼児健診にも来ない親が増えてきているように思う。こうした家庭が課題を抱えているケースもあるので、きちんと情報を行き届かせることを考える必要がある。

オ 不妊治療については、補助があるものの治療が高額なため、なかなか踏み出せない人も多くいる。また、不妊について気軽に相談できる場所がないので、もっと情報提供してほしい。

- カ 母親たちには働かなければ社会から取り残されるという不安感があるようだ。このように「子どもへの支援」という切り口に光が当たっているところで、「子どもを育てるとはどういうことなのか」ということを子どもを産む前の世代から教える機会を設けることも必要である。
- キ 高校生の「赤ちゃん体験」は、将来子どもを持った時のことを考える機会になるとともに、自分が親にどのように育ててもらったかを振り返る、とてもいい機会である。

<地域における子育て支援に関すること>

(1) 親子の居場所について

- ア 子育てに関する悩みを誰に相談していいのかわからない人もいる。積極的に情報収集して、動ける人はいいが、それができない人は引きこもりがちになってしまう。妊婦の段階で子育て支援に関する情報を教えてほしい。
- イ 子育てで心身ともに疲弊している保護者、孤立している保護者は相談したくてもできない状況にあるので、「相談に来たらのってあげる」というスタンスではなく、市の方から出向く考えが必要なのではないか。
- ウ 子育てに悩んでいる保護者も多いので、母親教室などを通じた保護者への教育も必要である。一方で、そういった集まりに参加できない人もいるので、支援する側から出向くことが大事であり、その場合、1回の訪問では全ての悩みを話せない場合もあるため、必要に応じて何度も訪問する必要がある。
- エ 遠いので行けないという人が多いので、在宅で子育てしている親子が歩いて行ける遊び場をつくってほしい。
- オ 親子の居場所を増やすことも考えてほしい。なかなか出てこられない人も物理的に近い距離にあれば、出てきやすいのではないか。
- カ 地域の広場は、自宅で子育てされている人だけでなく、フルタイムで働いている人も通えるように、土日にも開いてほしい。
- キ 障害やうつなど社会的な支援が必要な保護者もいる。子どもを保育所に連れて行くことすら難しい親がいる。
- ク 親と子のつどいの広場は外から様子が見えないと入りにくいと感じる人もいる。また、地域の人も保育所だと思っている人も多い。広場の数を増やしても、その情報が地域に行き届かなければ意味がない。

(2) 一時預かりについて

- ア 一時預かりの定員枠がいっぱいで、子育てサポートシステムを利用しようと思ったが、1時間800円の料金体系のため、利用には至らなかった。新制度では、料金の一部を行政が負担するなど、料金設定の見直しと、安心して預けられる体制を整えてほしい。
- イ 子育てサポートシステムの提供会員が少ない。地域には、自分の子どもが中学生になった母親など、実際には預かることができる人材がいるので、そのような人の参画を促すための周知が必要である。
- ウ 親が体調不良などで動けなくなった時に一時預かりに頼れるのは、とても大きな安心につながる。あらかじめ決まった予定で預かるだけでなく、もっと気軽に不定期利用も可能な施設があってほしい。

エ 昔は地域で預かる習慣があったが、今はそういう場がなく、母親が付きっきりで子どもを見て、泣かせないようにしている。そういった母親が一時的に子どもと離れてリフレッシュすることはとても大事なことである。

オ 必要な時にすぐに利用できるよう、一時預かりの人数の拡充や利用手続きの簡素化を望む。

(3) 地域での活動について

ア 公助ばかりにお金が付いていて、自助・共助の活動の支援になるようなものがない。市民活動の支えとなるような仕組みづくりをお願いしたい。

イ 子育て世帯同士でつながる場をつくる支援が少ないように感じた。地域の自主的なサークル活動を支援するような事業があればと思う。

ウ 自分のできる範囲で、少しの間、近所の子どもを預かるなど、気軽に子育て支援に携わることができる制度があるとよい。

(4) その他

ア 室内遊びばかりで外遊びが減っている状況では、子どもたちの体力・豊かな感性は育まれないと思う。

イ 地域の中で子育てという言葉は簡単だが、子育て世代の親は地域への帰属意識が低いいため、難しいと思う。保護者には子育て支援してもらいたいばかりではなく、自分ができることをしていく意識を持ってもらいたいと思う。保護者に向けて教育が必要だと思う。

ウ 地域子育て支援拠点で行う3歳児以上のメニューが少ない。他の年齢と比較してバランスよくメニューを組んでほしい。

エ 働く親への支援に偏っているように感じる。核家族化が進む中で、在宅で親と子だけで過ごす家庭で起こる育児に関するトラブルの相談に乗ることも多い。働いておらず、日中を親と子だけで過ごす家庭にも目を向けてほしい。

<ワーク・ライフ・バランスに関すること>

ア 0～3歳の子どもがいる女性がフルタイムで働くことを前提とする制度ではなく、子育てと仕事が両立できるような制度を希望する。そうでなければ、自分の子どものおむつの替え方、赤ちゃんとの付き合い方が分からない親を増やしてしまうと思う。

イ 子育ては母親への負担が大きいので、仕事をする父親が子育てに参加できるよう、企業にも働きかけるべきだ。

ウ 子育て中の親が残業することがないよう、企業への啓発をお願いしたい。

<その他>

ア 子どもが健やかに育つ環境をつくるため、給食についても具体的に盛り込んでほしい。特に中学校給食の早期開始を切に願う。貧困世帯や養育が十分ではない家庭の子どもたちにとっては命に関わる。

イ 中学校給食の実施を希望する。子どもに温かい食事を食べさせることが重要だと思う。また、働いている保護者にとって、お弁当を毎日持たせることは難しい。

ウ 小児医療費の無償化を希望する。インフルエンザなどが流行した際など、子どもを病院に連れて行かない保護者もあり、園と一緒に過ごす他の子どもにも影響がある。無料になれば、病院へ連れて行くのを躊躇する保護者も減るのではないかな。